

誓 約 書

令和 年 月 日

守口市学校給食協会会長 様

営業所所在地

会 社 名

印

代 表 者 名

印

このたび、守口市学校給食協会（以下「協会」という。）の物資納入業者として登録を受けました以上は、下記の協会からの誓約事項を遵守いたします。

なお、これに違反した場合は、当方で全責任を負うとともに、状況に応じ、新品との交換・値引き・取引停止・登録解除・損害賠償等のいかなる処置を受けましても一切異議は申しません。

記

誓 約 事 項

- 1 食品衛生法等の関係法令を順守し、学校給食衛生管理基準に基づき食品を納入すること。
- 2 納品は、必ず指定された見本、規格、銘柄と相違しないこと。万一、相違した場合は、即時取り替えること。
- 3 納入数量は、正確に納入すること。万一、不足又は不良品が生じた場合は、即時に追加納入すること。また、適正な品温（冷蔵食料品は10℃以下、冷凍食料品はマイナス15℃以下）で管理・納品すること。
- 4 生鮮食料品など当日に使用するものについては、当日の午前9時30分までに納品すること。それ以外のものについては、前日の午後4時までに納品すること。また、午前7時30分より前の納品並びに土曜日、日曜日及び祝日の納品は禁じる。なお、別に指示があれば、それに従うこと。
- 5 納品にあたっては、児童の安全を最優先すること。通学時間帯は特に配慮すること。
- 6 規格外・数量不足・納品日時の遅れ・定められた使用期間内の納品辞退等の理由により、協会が損害を受けた場合は、値引・取引停止・登録解除又は損害賠償請求を行うことがある。ただし、天災地変等のやむを得ない理由であると認められる場合は、この限りでない。
- 7 納品後、不良が見つかった場合、指示に従い、対応すること。
- 8 納品伝票（3枚複写）は、正確かつ明瞭に記入し、納品の際に1部を学校に届け、他の2部に必ず学校の受領印を受け、1部を協会に、1部を業者において整理保管する。
- 9 請求書及び請求明細書（以下「請求書等」という。）は原則として協会が作成する。納品の翌月5日以降に協会から請求書等の交付を受け、内容を確認の上、協会が指定する日までに請求書等及び納品伝票を協会に提出すること。ただし、協会が必要と認めたときは、別途の請求方法を指定することができる。
- 10 納入物資代金請求使用印鑑及び取引銀行、指定口座等届出事項に変更がある場合は、直ちに協会へ届け出ること。
- 11 営業主・従業員及びその家族に伝染病又はこれに類する患者が発生した場合は、即時協会へ届け出ること。
- 12 定められた使用期間中は、発注に応じて、物資を必ず納品すること。なお、年度途中で営業を中断する場合は、事前に協会へ連絡すること。
- 13 業務の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。登録期間満了後もまた同様とする。
- 14 その他のことについては、その都度協会、学校及び保健所関係等の指示に従うこと。